

平成 15 年 2 月 13 日

東京都財務局

ディーゼル自動車の排出ガス規制に係る工事特記仕様書（案）

平成 15 年 4 月より、「ディーゼル自動車の排出ガス規制」への取組について、下記のとおり工事特記仕様書に記載する。

記

東京都は、ディーゼル自動車（軽油を燃料とする自動車をいう。）の排出ガスに含まれる粒子状物質の削減を図るため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「本条例」という。）により、粒子状物質排出基準を満たさないトラックなどの本条例に規定する特定自動車の都内（島しょを除く。）における運行を、平成 15 年 10 月 1 日から禁止する。（ただし、新車登録から 7 年間は規制適用の猶予期間となる。）

1 本工事では、都発注工事で率先した取組を実施するため、平成 15 年 9 月 30 日までの間は、次のように取扱うものとする。

(1) 工事現場で使用し、又は使用させる自動車（資機材等の搬出入を含む。）は、次のいずれかとする。

- ① ディーゼル自動車以外の自動車
- ② 平成 15 年 10 月 1 日に、都内を運行し、又は運行させた場合において、本条例第 37 条第 1 項の規定に違反しないこととなるディーゼル自動車
ただし、②と異なるディーゼル自動車を使用し、又は使用させざるを得ない事由が発生した場合は、事前に別紙「規制対応報告書」を監督員に提出する。

(2) 前記(1)の自動車のうち、ディーゼル自動車（乗用車を除く。）に関しては、その自動車検査証（車検証）の写し、粒子状物質減少装置装着証明書の写し（都が指定した粒子状物質減少装置を装着している場合に限る。）を工事現場に整理・保管し、監督員の求めに応じて速やかに提示する。

(3) 前記(1)②のディーゼル自動車（「規制対応報告書」を提出したものと/or）と異なる自動車が確認され、都が改善を求めた場合は、その内容について速やかに対応するものとする。

2 平成 15 年 10 月 1 日以降は、本条例を遵守し、施工するものとする。